

議案第 75 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 9 日

生駒市長 山 下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市都市計画税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部
を次のように改正する。

附則第 9 条中「第 58 項」を「第 59 項」に改める。

第 2 条 生駒市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 9 条中「若しくは第 53 項」を「、第 53 項」に改め、「第 59 項ま
で」の次に「若しくは第 61 項」を加える。

附 則

この条例中第 1 条の規定は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部
を改正する法律（平成 20 年法律第 49 号）の施行の日から、第 2 条の規定は平
成 20 年 12 月 1 日から施行する。